

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月31日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原晃
同 岡南均
同 土井昭一

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

経済部 経済政策課、にぎわい交流課、地域交通課、農林水産課、農村環境改善センター、耕地課、とくしま動物園、中央卸売市場経営課・施設課

2 対象期間等

令和3年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和4年1月19日から3月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

経済部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 納入通知書に納入期限が設定されていないものがあった。
- (2) 法定外公共物占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。

2 支出事務

- (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (2) 決裁権者が適正でないものがあった。
- (3) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

3 契約事務

- (1) 契約書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。
- (2) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあった。
- (3) 公有財産の異動報告が適正になされていないものがあった。
- (4) 行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。

5 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。
- (2) 指定管理業務に係る利用料金の額の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。
- (3) 指定管理業務に係る年度協定書締結の決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。